

3-1 株主総会やインベスター・リレーションズ(IR)活動を通じて、株主・投資家等とのコミュニケーションを促進する。

《基本的な心構え・姿勢》

株主・投資家等に正確な情報を提供し、企業活動に対する理解促進に努める。定められた法定開示・適時開示を適切に行うだけでなく、自らの成長戦略など経営情報を市場に積極的に提供する。その際には、全ての株主・投資家に対して公平に情報提供を行うよう努める。また、企業は株主総会を、株主の参加のしやすさにも配慮して充実を図る。

《具体的アクション・プランの例》

(1) 株主・投資家にタイムリーで適正な情報開示を積極的に行う。

- ① 商法に基づく計算書類を中心とした開示、証券取引法に基づく有価証券報告書を中心とした開示等、法制度に基づく情報開示を適正に実行する。
- ② 株主、投資家等に対して、自社の経営理念、経営方針、収益状況、配当政策、コーポレートガバナンス等、経営全般に関する情報や、企業の国際化・多角化に伴う連結財務情報、事業部門別情報等を提供するとともに、意見や批判に耳を傾けるよう心がける。
- ③ 社内組織として、国内外にIR担当者を置き、専任チームを設置する。
- ④ IRミーティングの開催だけでなく、インターネット上にIRサイトを設けて広くタイムリーな情報発信を行う。
- ⑤ 年度末決算時、あるいは半期、さらに必要に応じて四半期毎に、報告、説明会をきめ細かく開催する。
- ⑥ 海外の株主、投資家等に対して、英語版資料の作成などの配慮を行う。
- ⑦ テレビ会議システム等を活用して遠隔地でも株主懇談会を開催する。

(2) 株主総会の運営を工夫する。

- ① 決算処理の迅速化を図り、決算発表の分散化に努める。さらに、各企業の自主的判断に基づき、できるだけ早期に株主総会を開催する。
- ② 他社と開催日をずらすなど、開催日時を株主が集まりやすいものとする。

(3) インサイダー取引を防止する。

- ① 内部情報管理を徹底し、インサイダー取引規制について社内・関係先への周知徹底を行う。

《関連資料》

「わが国公開会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する論点整理」
（「2.株主総会のあり方」、「4. IR・ディスクロージャーのあり方」、
「(参考資料)コーポレート・ガバナンスに関する各社の取り組み」等）

2000年 経団連

「インサイダー取引規制の明確化に関する提言—公正で、安心して投資できる市場を目指して—」 2003年 日本経団連